

動物愛護に関する現状及び課題について



広島県健康福祉局食品生活衛生課

沿 革

- **狂犬病予防法**(昭和25年法律第247号)に基づく業務については, 県内の各保健所に狂犬病予防員(獣医師)を配置して執行していた。
- **動物の保護及び管理に関する法律**※(昭和48年法律第105号)が公布されたことに伴い, この法律に基づく業務とこの法律と密接な関係にある狂犬病予防法に基づく業務を一体的に遂行するため, 昭和55年4月に広島県動物愛護センター(三原市本郷町)を設置した。

※ 平成17年に「**動物の愛護及び管理に関する法律**」に改称

動物愛護センター配置図



組織体制

(平成26年4月1日現在)

単位:人

	事務吏員	技術吏員 (獣医師)	非常勤職員		計
			動物愛護相談員 (獣医師)	動物愛護専門 スタッフ	
所 長		1(1)			1(1)
総務課	3(1)				3(1)
指導課		6(4)	3	12(7)	21(11)
合 計	3(1)	7(5)	3	12(7)	25(13)

()内は女性職員の数

県内の動物愛護(管理)センターの管轄図



業務の概要

動物愛護管理業務

【愛護】

- **動物愛護教室**
- **犬・猫の譲渡・返還**
- しつけ方教室
- 犬・猫の飼育講習会
- 負傷疾病動物等の収容 など

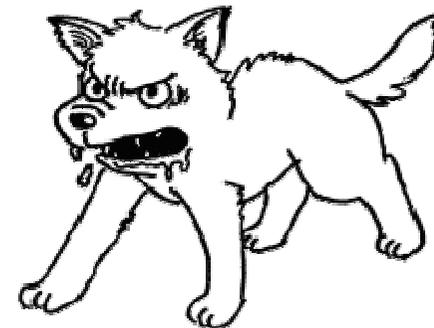
【管理】

- 特定動物の飼養許可・指導
- **動物取扱業の登録・指導**
- **適正飼育相談・指導**
- **犬・猫の引取り**
- 人と動物の共通感染症等の調査研究

狂犬病予防業務

【危機管理】

- **放浪犬等の保護**
- 狂犬病発生時の措置 など



広島県動物愛護管理推進計画

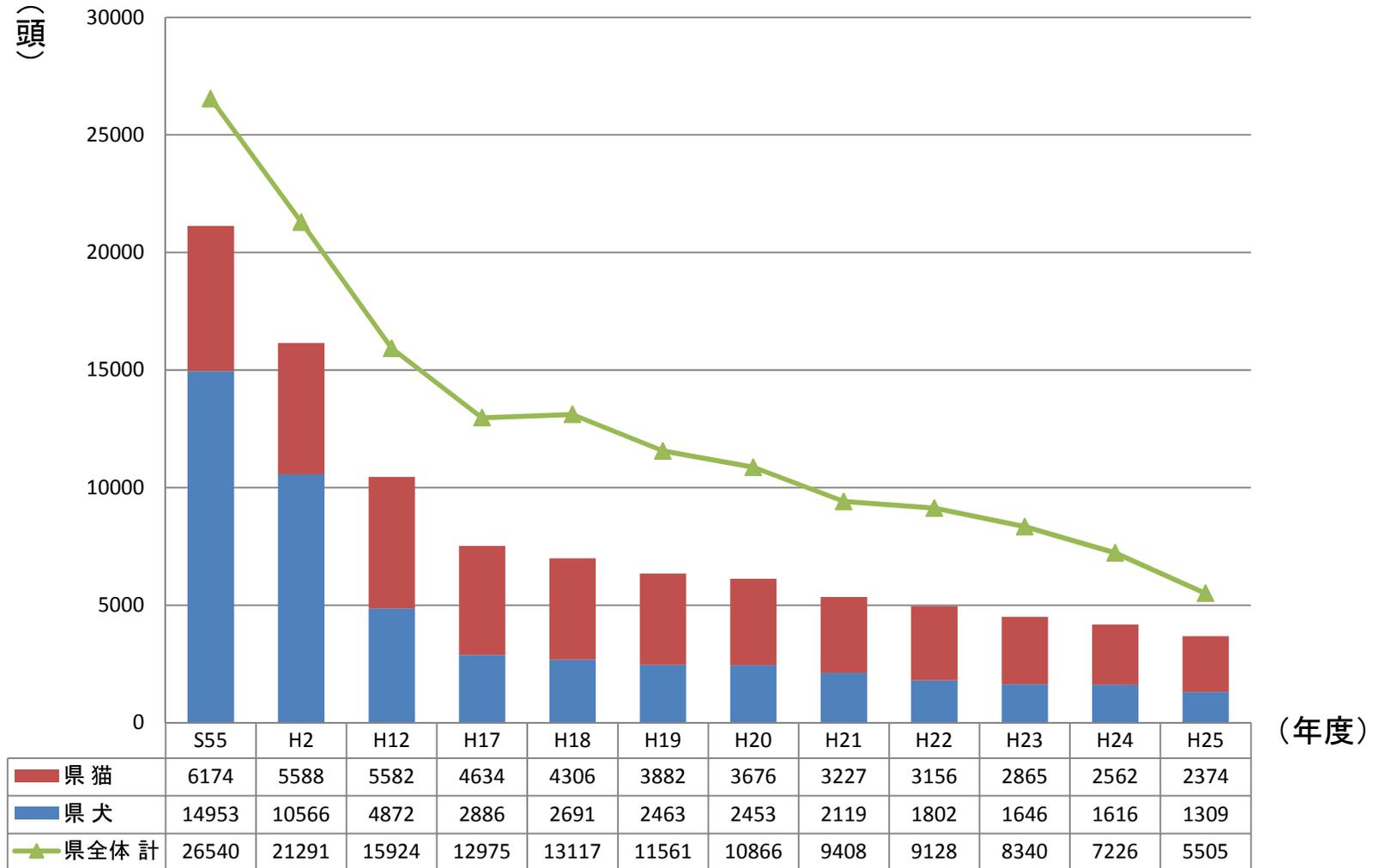
- 平成18年に一部改正された動物愛護管理法に基づき策定（平成20年3月）。平成24年9月の法の一部改正を受け、計画の見直しを行った（平成26年3月）。
- 毎年、動物愛護管理推進協議会で、本計画の進捗状況の点検を行うなどして、本県における動物愛護管理施策の方向性を協議している。

	見直し前	見直し後
計画期間	平成20～29年度（10年間）	平成26～35年度（10年間）
数値目標	平成29年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数から <u>50%減少</u> （約6,500頭）	平成35年度の犬猫の致死処分数を、平成18年度の致死処分数から <u>75%減少</u> （約3,200頭）

※広島県動物愛護管理推進協議会構成員

関係自治体，獣医師会，動物愛護団体，動物取扱業者，
学識経験者，試験研究機関，地域住民の代表

動物愛護センター開所当時の殺処分数の推移



犬猫殺処分広島県が最多

8340匹野良の対策急務

11年度

広島県内の四つの動物愛護施設が2011年度に殺処分した犬と猫が計8340匹に上り、都道府県で最多だったことが環境省のまとめで分かった。野外で繁殖する犬猫が多いため、引き取りの有料化などにより抑制効果は出ているものの、動物愛護団体は「殺さないための努力をさらに進めるべきだ」と訴える。(衣川圭)

同県内では動物愛護管理に基づき県動物愛護センター(三原市)と広島、呉、福山の3市の施設が、飼えなくなった犬猫や野良犬、野良猫を引き取る。11年度、犬は3220匹、猫は3120匹、計6340匹が殺処分された。殺処分されたのは23匹、引き取り先がなく、42匹、猫は6312匹持ち込まれ、返還は6匹減少した。

2011年度の犬と猫の殺処分数

順位	都道府県	犬	猫	計
1	広島	2,342	5,998	8,340
2	兵庫	1,444	6,330	7,774
3	福岡	1,880	5,588	7,468
4	大阪	871	6,557	7,428
5	愛知	1,391	5,274	6,665
10	山口	1,721	3,816	5,537
24	岡山	905	2,312	3,217
40	島根	460	1,490	1,950
43	鳥取	242	1,170	1,412
	全国計	43,606	131,136	174,742

た犬は飼い主が決まるまで保護する。愛知県は、県内全域で引き取りを有料化。それらの効果が働いたとみられる。両府県が大きく減らす中、ワースト3だった広島県が最多となった。食品生活衛生課は「残念だ。動物の命を救いたい思いは変わらない。責任を持ってペットを飼ったり、不妊・去勢をしたりする大切さを啓発し殺処分数を減らしたい」と訴える。同県では11年度に施設へ持ち込まれた9518匹のうち8割以上が所有者不明。野良犬と野良猫をどう減らすかが急務だ。野良犬への苦情が昨年度、過去最多の81件に増えた尾道市は「住民や観光客が餌をあげたり、島に捨てに来たりして増えている」と指摘する。



広島県動物愛護センターの施設内に収容された犬 (三原市本郷町)

た広島県が最多となった。食品生活衛生課は「残念だ。動物の命を救いたい思いは変わらない。責任を持ってペットを飼ったり、不妊・去勢をしたりする大切さを啓発し殺処分数を減らしたい」と訴える。同県では11年度に施設へ持ち込まれた9518匹のうち8割以上が所有者不明。野良犬と野良猫をどう減らすかが急務だ。野良犬への苦情が昨年度、過去最多の81件に増えた尾道市は「住民や観光客が餌をあげたり、島に捨てに来たりして増えている」と指摘する。

同県神石高原町は「犬の殺処分ゼロ」を掲げ、12年7月からNPO法人と連携して町内で保護した犬の飼い主探しを進める。殺処分ゼロは現在も継続中だ。13年度から飼い犬と飼い猫の不妊・去勢費用の助成も始めた。日本愛玩動物協会県支部の宮崎誠事務局長は「不妊手術に助成したり、保護シェルターを設けたりして繁殖をさせないなど、野犬や野良猫を増やさない取り組みを強化するべきだ」としている。

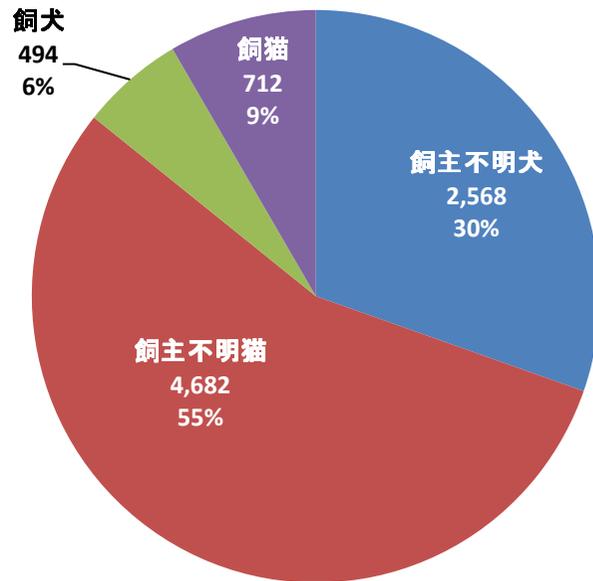
クリック

犬猫の殺処分。都道府県などが条例に基づき、引き取った犬猫の返還、譲渡先が見つからない場合に殺処分にする。「二酸化炭素を使って窒息させる方法が一般的。広島県にはまだ殺処分数(広島市分を除く)は1983年の2万1415匹がピーク。その後は

動物愛護意識の高まりで減少してきた。県と呉市は2011年7月、生後91日以上で1匹2千円、91日未満で400円の引き取り手数料の徴収を開始。広島市も昨年7月に有料化し、福山市も検討する。動物愛護管理法(議員立法で1973年成立。9月施行の改正法は自治体が引き取った犬猫をできるだけ飼育し、主に返還したり、新しい飼い主に譲渡するよう努めること)を明文化。相応の理由がない場合に引き取りを拒否できなかった。東日本大震災を教訓に、災害時の救護を都道府県の動物愛護管理推進計画に位置付けることも盛り込まれた。飼育放棄や動物の遺棄に対する罰金は、50万円以下から100万円以下に引き上げられる。

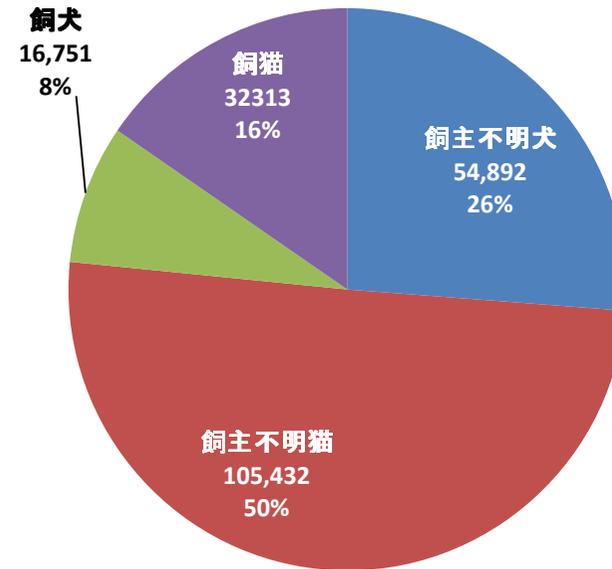
県内動物愛護(管理)センターの犬猫の収容状況

広島県全体 (平成24年度)



飼い犬猫 : 飼主不明
15% : 85%

全国の状況 (平成24年度)



飼い犬猫 : 飼主不明
24% : 76%

犬猫の殺処分数削減に向けた取組み

広島県動物愛護管理推進協議会に作業部会を設置し、県獣医師会、動物愛護団体と取組みを検討した(平成25年度)。

区分	取組
野良犬・野良猫対策 (重点課題)	・「野良犬・野良猫対策協議会の設置」 ・「地域猫活動の推進」 など
飼い犬・飼い猫対策	・「所有者からの引取拒否規定の適正な運用」 など
譲渡の推進	・「団体譲渡の推進」 など
教育との連携	・「命を考える動物愛護教室の推進」 など

殺処分数削減に向けての検討課題

- 定時定点方式による引取りのあり方
- 譲渡を推進するための具体策
- 効果的な広報活動 など